

## 6 外国青年招致事業（JETプログラム）

### （1）制度のあらまし

#### ア 目的

我が国における外国語教育の充実を図るとともに、青年交流による地域レベルでの国際交流の発展を図ることを通じて、我が国と諸外国との相互理解を増進し、もって我が国の国際化の促進に資することを目的とする。

#### イ 事業内容

- （ア）地方公共団体が、単独事業により外国青年を招致し、小・中学校及び高等学校等における語学指導を行うとともに、地域住民との交流を行う。
- （イ）招致する外国青年は、職務内容に応じて、国際交流員及び外国語指導助手に分かれる。
- （ウ）平成6年度（1994）からは、スポーツを通じた国際交流に従事するスポーツ国際交流員（SEA：Sports Exchange Advisor）も招致されている。

（参考）外国青年の職種及び業務

和文 職名	国際交流員 (スポーツ国際交流員を含む)	外国語指導助手
英文 職名	C I R=Coordinator for International Relations (S E A=Sports Exchange Advisor)	A L T=Assistant Language Teacher
配属	地方公共団体の国際交流担当部局等	中学校・高等学校及び教育委員会等
職 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 外国からの訪問客の接遇</li> <li>(2) 外国語刊行物等の編集・翻訳・監修</li> <li>(3) イベント等の際の通訳</li> <li>(4) 国際交流事業の企画・立案及び協力・助言</li> <li>(5) 地方公共団体の職員、地域住民等に対する外国語指導への協力</li> <li>(6) 地域の民間国際交流団体の事業活動に対する助言・参画</li> <li>(7) 地域住民の異文化理解のための交流活動への協力</li> <li>(8) スポーツを通じた国際交流に関する業務（SEAの場合）</li> <li>(9) その他、地域の国際交流に関する諸業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 日本人教師の外国語授業の補助</li> <li>(2) 外国語補助教材作成の補助</li> <li>(3) 外国語教師に対する現職研修の補助</li> <li>(4) 外国語クラブ等の活動の協力</li> <li>(5) 外国語指導主事等に対する語学に関する情報の提供(言葉の使い方、発音の仕方等)</li> <li>(6) 外国語スピーチコンテストへの協力</li> <li>(7) 外国語に関する諸業務</li> </ul> <p>*上記のほか、任用団体等の判断により、地域における国際交流活動に従事する場合がある。</p>

ウ 事業の実施体制

本事業は、地方公共団体並びに総務省、外務省及び文部科学省がともに協力し、その役割に応じて運営、推進しているものである。3省の役割は、次のとおりである。

(ア) 総務省

知事又は市町村長が提出する外国青年の配置活用計画を取りまとめ、国際化推進連合協議会と協議のうえ、毎年度国別招致計画を策定する。

本事業に係る報酬、旅費等の必要な経費について、地方公共団体の国際化、国際交流経費の一環として、地方交付税の基準財政需要額において所要の算入措置を講ずる。

(イ) 外務省

外国青年の国別招致計画に基づいて、外国での募集、選考事務を在外公館を通じて行う。

(ウ) 文部科学省

外国語指導助手として配置される外国青年に対して、学校教育研修、指導及びカウンセリングを行う。

**(2) 外国青年の令和元年度(2019) 団体区分別配置状況(見込)**

団体区分	国際交流員		スポーツ国際交流員		外国語指導助手	
	契約団体数(団体)	人数(人)	契約団体数(団体)	人数(人)	契約団体数(団体)	人数(人)
都道府県	44	179	4	4	43	1,737
政令指定都市	15	38	0	0	11	429
特別区						
市	155	219	4	4	340	2,058
町	50	66	3	5	356	638
村	6	7			75	93
一部事務組合					6	14
その他	5	5			174	265
計	257	514	11	13	1,005	5,234

(令和元年(2019)7月1日現在)